

ジャンル	子ども・教育	日本語学習	医療・福祉	労働	災害対策	意識啓発 地域づくり	推進体制の 整備	その他
事業名	外国人住まいサポート事業							
団体名	埼玉県県民生活部国際課							

\*\*\*\*\* 事業のポイント \*\*\*\*\*

- (社)埼玉県宅地建物取引業協会と(社)全日本不動産協会埼玉県本部による協力
- 外国人総合相談センター埼玉との連携による**通訳サポート**
- **研修会**による情報入手と情報交換。不動産店間のネットワークづくり
- 外国人がお店に来ても困らない！住まいの**多言語冊子**の作成・配布
- 外国人も一目でわかる！店頭掲示用の**多言語ステッカー**



助成年度 区分	平成20年度 地域国際化施策特別対策支援事業	事業総額	1,056千円 (4年分)
------------	------------------------	------	------------------

事業の内容、成果等

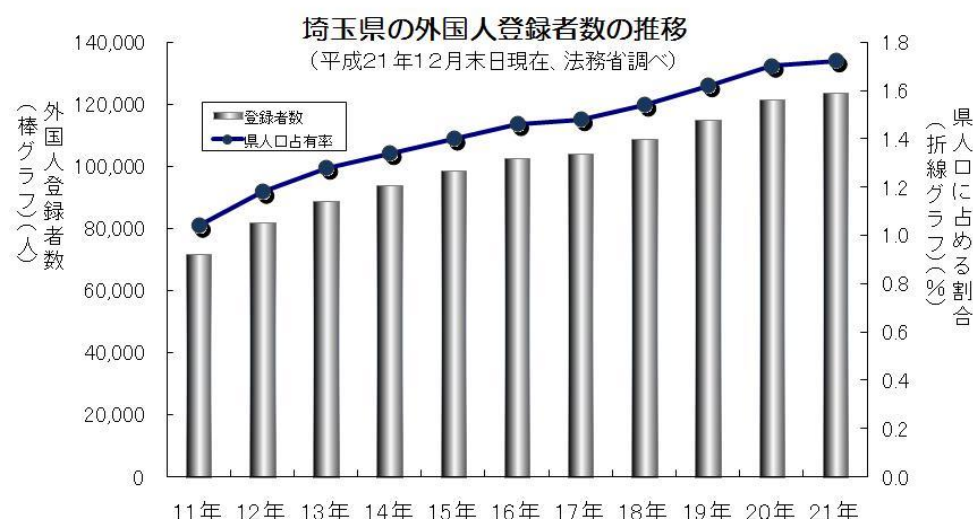
●事業実施の背景

(1)埼玉県内の外国人住民の状況

埼玉県内には、123,600人の外国人住民が住んでいる。10年間で、外国人は約52,000人、1.7倍に増えた。また、10年前に比べ県内の永住者の数は約6倍に増え、定住化傾向にある。

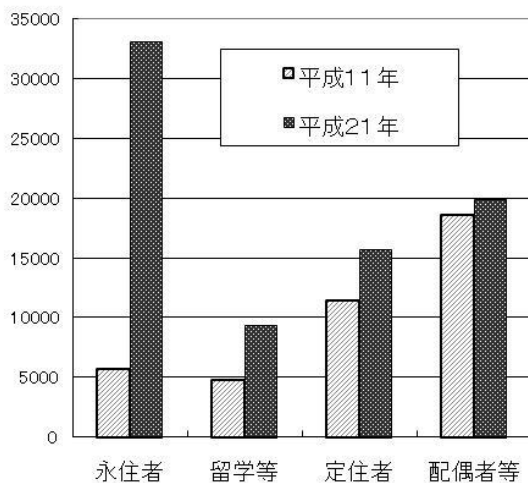
○埼玉県の外国人登録者数の推移

(平成21年12月末日現在、法務省調べ。棒グラフは外国人登録者数、折れ線グラフは県人口に占める割合)



## ○埼玉県の主な在留資格別登録者数の10年前との比較(平成11年と平成21年との比較、法務省調べ)

主な在留資格別登録者数の10年前との比較  
(平成11年と平成21年との比較、法務省調べ)



### (2)外国人の住まい探し

埼玉県が実施している外国籍県民県政モニターアンケートの結果から、外国人の方は住まい探しに困っていることが分かった。具体的には、外国人という理由で断られる、保証人がいなくて契約できない、手続きやルール(敷金、礼金など)が分からない、どこに行っても相談すればよいのか分からない等であった。

そこで、1999年度から実施していた「外国人留学生住居アドバイザー制度」を、一般の外国人住民に対象を拡大し、部屋探しをはじめ、敷金や礼金といった外国人にはわかりにくい日本の不動産の商慣習、また契約時の条件などについて、無料で不動産業者にアドバイスしてもらう「彩の国外国人住居アドバイザー制度」を2003年1月に発足させた。

この制度をさらに充実させ、協力体制の強化を図るために、2006年度、「外国人住まいサポート店」制度を立ち上げた。

#### ●事業目的

- 宅地建物取引事業者団体の協力を得て、「外国人住まいサポート店」制度を設ける。
- 「外国人住まいサポート店」は、無償で外国人からの住居に関する相談を受け、外国人の住まい探手を支援する。

#### ●事業内容

##### (1)「外国人住まいサポート店」の登録

###### ① 登録方法

外国人の住まい探しに協力する不動産業者は、所属する(社)埼玉県宅地建物取引業協会の各支部、または(社)全日本不動産協会埼玉県本部に登録申請書を提出する。各協会で店舗を審査し、推薦のあった店舗を県がサポート店として登録する。

###### ② 登録店舗の情報を県民に提供

県のホームページやちらしで、広くお知らせしている。

詳しくは、[日本語版](#)、[English版](#)を参照。

## (2) 「外国人住まいサポート店」への支援

### ① 店頭掲示用ステッカーの作成・配布

サポート店が一目でわかるようサポート店のステッカー(5言語併記:英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガール)を作成・配布した。



### ② 外国人向け多言語ガイドブックの作成・配布

契約方法や住まい方のルールなどを掲載したガイドブック(4言語:英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)を作成し、サポート店に配布した。

詳しくは、<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/multicultural-chintai.html> を参照。



### ③ 外国人住まいサポート店研修会の開催

多文化共生や外国人対応の実務について理解を深め、サポート店同士の情報交換の場としていただくため、年1回、研修会を開催している。以下、講演テーマと講師一覧である。

○研修会での講演一覧

年 度	講演テーマ	講 師
平成18年度	外国人の入国管理制度について	東京入国管理局さいたま出張所 所長 大屋 清志 氏
平成19年度	日本における外国人をめぐる住まいの 現状	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセン ター 副理事長 裴 安(ペイ アン)氏
平成20年度	外国人の居住問題について	弁護士 小林 哲彦 氏
平成21年度	出入国管理及び難民認定法の改正に ついて	法務省東京入国管理局 渉外調整官 三島 信彦 氏
平成22年度	外国人の入居支援について	財団法人日本賃貸住宅管理協会 理事・国際交 流委員長 荻野 政男 氏



④ 通訳サポート

日本語でのコミュニケーションが難しい外国人のお客様への対応には、電話通訳による無償サポートを行っている。  
通訳サポートは、外国人総合相談センター埼玉と連携している。

※ ただし、契約や重要事項の説明などには電話通訳は利用できない。その際は、サポート店からの依頼により、通訳ボランティアの派遣を有償で行っている。(事前予約が必要。言語や目的によっては派遣できないこともある。)

●事業の成果

(1)登録店舗数 160店舗

サポート店設置市町 44市7町(全市での登録達成)

外国人住まいサポート店分布図

(平成23年1月現在)



(2)事業実績

年々、登録店舗数、外国人からの相談件数、契約件数が伸びている。

	登録店舗数	外国人からの 相談件数	うち契約件数
平成21年度	177	2,176	798
平成20年度	159	572	330
平成19年度	107	479	280
平成18年度	98	409	219

(3)外国人サポート店と利用者からの声

○外国人住まいサポート店からの声

- ・気に入ってリピーターになってもらったり、知人を紹介してくれる外国人のお客様もいます。
- ・人助けがしたいという思いで、外国人の住まい探しを支援しています。
- ・外国人も大切な顧客として積極的に受け入れていきます。

○サポート店利用者からの声

- ・親切に対応していただいたので、今度は友人に同じお店を紹介するつもりです。
- ・住まい以外のことにも相談にのっていただき、とても助かりました。
- ・外国人ということで断られないので、安心して相談できます。

●今後の課題

本制度では、入居までの支援を行っている。今後は、外国人にも日本人にも住みやすい地域づくりのために、入居後の支援について、検討する必要がある。